別紙様式第2号(第14条関係)

遺伝子組換え生物等の国内移動に係る情報提供

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　殿

本遺伝子組換え生物等は「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」第2条第6項による第二種使用を行っているものであるので、同法第26条第1項の規定により、以下のとおり情報提供を行います。

|  |  |
| --- | --- |
| 機関名 | 鳥取大学 |
| 部局名・職名 |  |
| 氏名 |  |
| 住所 | 〒 |
| 電話番号 |  |
| 宿主又は親生物の名称（名称がないとき又は不明であるときはその旨） |  |
| 遺伝子組換え生物等の系統とその名称（マウス、ラット等動物の場合にはその系統を記載） | 系統： |
| 名称： |
| 供与核酸の名称 |  |
| 譲渡者が施行規則第16条第1項第1号、第2号又は第4号に基づく使用等をしている場合にはその旨（注1） |  |
| 拡散防止措置レベル |  |
| 当該遺伝子組換え生物等を使用している  本学での遺伝子組換え実験計画の承認番号 |  |
| その他（特に適切に取り扱うために必要な情報） |  |
| 譲渡日（譲受等）の予定日 | 年　　　月　　　日 |

(注1)施行規則第16条(抜粋)

（主務大臣の確認の適用除外）

第16条　法第13条第1項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　人の生命若しくは身体の保護のための措置又は非常災害に対する応急の措置として、緊急に遺伝子組換え生物等の第二種使用等をする必要がある場合として主務大臣が別に定める場合

二　法第17条 、第31条又は第32条に基づく検査を実施するため、又はその準備を行うため、必要最小限の第二種使用等をする場合

三　(略)

四　法の規定に違反して使用等がなされた遺伝子組換え生物等の拡散を防止するため、必要最小限の第二種使用等をする場合